

令和2年度 保育料表

<対象> 保育所利用者、事業所内保育所利用者
認定こども園利用者のうち、保育認定者

階層区分		対象	3号認定者	
			(3歳児未満)	
			利用者負担	
			保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯			0 円	0 円
母子世帯等	市民税非課税世帯		0 円	0 円
	市民税均等割のみ課税世帯		9,000 円	8,800 円
	市民税所得割額 77,101円未満		9,000 円	8,800 円
			市民税所得割額77,101円以上の場合は、 下記の階層額となります。	
市民税非課税世帯			0 円	0 円
市民税均等割のみ課税世帯			14,600 円	14,400 円
所得割額	16,600円未満		17,400 円	17,200 円
所得割額	48,600円未満		19,500 円	19,100 円
所得割額	62,000円未満		25,200 円	24,800 円
所得割額	74,000円未満		26,800 円	26,400 円
所得割額	86,000円未満		28,400 円	28,000 円
所得割額	97,000円未満		30,000 円	29,600 円
所得割額	115,000円未満		33,200 円	32,600 円
所得割額	133,000円未満		37,200 円	36,600 円
所得割額	151,000円未満		40,800 円	40,200 円
所得割額	169,000円未満		44,400 円	43,800 円
所得割額	213,000円未満		47,000 円	46,200 円
所得割額	257,000円未満		48,600 円	47,800 円
所得割額	301,000円未満		50,200 円	49,400 円
所得割額	397,000円未満		51,200 円	50,400 円
所得割額	397,000円以上		54,200 円	53,200 円

同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・特定保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通知部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の保育料の欄に掲げる額の半額、3人目以降については0円とする。

上記の規定に関わらず、利用者の属する世帯の市区町村民税所得割額が57,700円未満に該当する世帯は、保育料を算定する場合において、保護者と生計を同一とする子ども等の最年長の子どもから順に2人目はこの表の保育料の欄に掲げる額の半額、3人目以降については0円とする。

母子世帯等に該当する世帯で、世帯の市区町村民税所得割額が77,101円未満の世帯は、保育料を算定する場合において、保護者と生計を同一とする子ども等の最年長の子どもから順に2人目以降については0円とする。

母子世帯等とは、次に掲げる世帯をいう。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯
- (2) 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者又は厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者又は国民年金法の規定する障害基礎年金を受けている者の属する世帯
- (5) 利用者の申請に基づき、生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯

延長保育料(保育短時間認定者用)

区分	延長保育料
(月曜日から金曜日) 午後 4 時00分から午後 5 時30分まで	日額 100円
(月曜日から金曜日) 午後 5 時30分から午後 6 時30分まで (午後 6 時までの開所の保育所の場合)	日額 100円 (日額 50円)
(土曜日) 午後 4 時00分から午後 5 時00分まで	日額 100円
(土曜日) 午後 5 時00分から午後 5 時30分まで	日額 50円
翌月に四万十市子ども・子育て支援法等施行細則第 3 条に規定する保育必要量の認定区分が、標準保育時間認定へ変更となることが見込まれる場合又は当該月において前段の事由に該当することが認められる場合	月額1,000円を上限

※延長保育料は無償化対象外です。